

# 細 則

## 第1章 部 会

- 第1条 学級部は、担任教師との連絡につとめ、学級・学年の意見を集約して反映させ、この会の目的達成のために会員の活動の中心となる。
- 第2条 専門部は、会員相互の研究・教養活動を行い、会員相互の理解を深める。
- 第3条 生活指導部は、生活指導主担者とともに、児童の校外生活の指導、地域教育環境の改善、充実のために企画立案してその活動に当たる。部長以外の生活指導部員は、生活指導地区委員（以下、地区委員と称す）より選ばれ、地区委員と協力体制を整え、この会の目的達成のため児童の校外生活の指導を行う。
- 第4条 特別部は、運営委員会が必要と認めたときにおくことができる。  
特別部の選出は運営委員の選出方法に準ずる。  
特別部は、その任務が終わると共に解散する。
- 第5条 各クラスより選出された、各部の部員の総称を、クラス委員とする。

## 第2章 選出管理委員の選出

- 第6条 毎年12月末までに選出管理委員会を設ける。
- 第7条 選出管理委員の選出は次の方法によって行う。
1. 選出管理委員選出業務、管理は役員が当たり、口外してはならない。
  2. 選出管理委員は、次の（イ）～（ハ）で構成する。  
（イ）役員より委員長を1名選出する。委員長は、副委員長を補佐役として委嘱することができる。  
（ロ）1年から5年の各クラスのクラス委員から、互選により1名選出する。  
（ハ）教職員より1名選出する。
  3. 会長は、選出管理委員になることができない。
  4. 選出管理委員は、その任務上知り得た個人情報に絶対漏洩してはならない。
- 第8条 選出管理委員会は、新年度の運営委員・会計監査委員・クラス委員・対外委員の選出任務が終わるとともに解散する。

## 第3章 運営委員及び会計監査委員の選出

- 第9条 運営委員の選出
1. 選出管理委員会は、役員と学級部の部長・専門部の部長及び生活指導部の部長の候補者（以下候補者と称す）を選出する。
  2. 任期中PTAに在籍する保護者会員のだれもが立候補することができる。（候補者選出日の5日前まで受付ける）
  3. 選出管理委員会は、次の（イ）～（ロ）の方法で候補者を定める。  
（イ）12月現在における1～5年の学級を単位として、各2名の候補予定者を選出する。但し、各学級の立候補者が2名を超える場合、全員を候補予定者とする。  
（ロ）（イ）の候補予定者による互選会を招集し、候補者を選出する。
  4. 選出管理委員会は、候補者について、本人の同意を得て、氏名を全会員に通知する。
  5. 役員は、次のいずれかの方法で会員の承認を得る。  
（イ）賛否を記載できる議決権行使書により行い、承認を得る。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。  
（ロ）総会で承認を得る。
  6. 次年度会長は校長が委嘱する。その他の次年度運営委員は会長が委嘱する。
  7. 運営委員の任期は、会則の役員の任期による。但し、新年度予算成立までを引き継ぎ期間とする。

8. 運営委員・対外委員経験者は、原則として候補者選出の対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。

#### 第10条 会計監査委員の選出

1. 前年度役員（原則として会計）の中から監査委員長として1名選出する。
2. 会計監査委員1名を選出する。（原則として前年度運営委員の中から）
3. 会計監査委員は、次のいずれかの方法で会員の承認を得る。
  - (イ) 賛否を記載できる議決権行使書により行い、承認を得る。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。
  - (ロ) 総会で承認を得る。
4. 会計監査委員は、原則として、次年度の運営委員・対外委員及びクラス委員の選出の対象より除外する。

第11条 運営委員・会計監査委員に欠員が生じた時は、補充することができる。運営委員会にて承認を得て決定とする。

## 第4章 クラス委員の選出

第12条 クラス委員の選出は次の方法によって行う。

1. クラス委員の選出任務、管理はすべて選出管理委員会が当たる。
2. 保護者会員のだれもが立候補することができる。
3. 学級毎に学級部員1名専門部員3名の計4名を選出し、各部の部長が委嘱する。
4. 運営委員・対外委員経験者は、原則として、選出の対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。
5. 過去に選出されたクラス委員は、原則として、その選出された学年でのクラス委員の選出の対象より除外することができる。但し、同学年に複数の児童が在籍する保護者は、この限りではない。
6. クラス委員に欠員が生じた時は、補充することができる。

## 第5章 地区委員・生活指導部員の選出

第13条 地区委員・生活指導部員の選出は次の方法によって行う。

1. 地区委員・生活指導部員の選出任務、管理はすべて生活指導部が当たる。
2. 地区委員は原則として校外生活指導地区（地区別児童会）毎に、その地区が決めた必要な人数を選出し、生活指導部部長が委嘱する。
3. 生活指導部員は、原則として校外生活指導地区（地区別児童会）を単位とし、地区委員より1名選出する。  
生活指導部員は、原則として、次年度の運営委員及び対外委員の選出に限り、その対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。

## 第6章 対外委員の選出

第14条 対外委員とは、豊中市青少年健全育成会・東丘地区推進委員（以下、健育委員と称す）と豊中市人権教育推進委員協議会・東丘地区代表（以下、人権委員と称す）を指す。

第15条 対外委員の選出は次の方法によって行う。

1. 対外委員の選出任務、管理はすべて選出管理委員会があたる。
2. 任期中PTAに在籍する世帯会員のだれもが立候補することができる。（候補者選出日の5日前まで受付ける）
3. 健育委員は毎年2名、人権委員は毎年1名を選出する。
4. 対外委員は任期を2年とする。
5. 対外委員に欠員が生じた時は補充することができる。
6. 対外委員選出は運営委員選出と同時に行われる。5・6年生の保護者は選出の対象より除外する。但し、弟妹のいる5年生児童の保護者で、任期2年目も会員である場合は対象となる。
7. 運営委員・対外委員経験者は、原則として選出の対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。

ない。

8. 八中校区の常任委員は、東丘より選出する年度において、東丘小学校の保護者より応募者を募る。応募者がいなければ、選出については選出管理委員会が行い、互選会にて決定する。

## 第7章 改正

第16条 この細則は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛同がなければ改正できない。

## 付 則

(平成26年(2014年)度までの改正経過は略す)

この細則は、下記を修正・加筆し、平成29年(2017年) 12月1日より施行する。

	現 行	改 正
第3章 第9条	2. 会員のだれもが立候補することができる。	2. 任期中PTAに在籍する保護者会員のだれもが立候補することができる。
	3. 選出管理委員会は、次の(イ)～(ハ)の方法で候補者を定める。 (イ) 12月現在の学級を単位として、各2名の候補者を選出する。 但し、立候補者は2名を越えても受け付ける。 (ロ) 6年会員は選出の対象より除外する。 (ハ) 運営委員・対外委員経験者は、原則として、選出の対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。	3. 選出管理委員会は、次の(イ)～(ロ)の方法で候補者を定める。 (イ) 12月現在における1～5年の学級を単位として、各2名の候補予定者を選出する。但し、各学級の立候補者が2名を超える場合、全員を候補予定者とする。 (ロ) (イ)の候補予定者による互選会を招集し、候補者を選出する。
	4. 選出管理委員会は、役員候補者について、本人の同意を得て、総会前に名前を全会員に通知する。	4. 選出管理委員会は、候補者について、本人の同意を得て、総会前に名前を全会員に通知する。
	6. 部長は会長が委嘱する。	6. 次年度会長は校長が委嘱する。その他の次年度運営委員は会長が委嘱する。
	8. 運営委員経験者は、原則として運営委員・対外委員及びクラス委員の選出の対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。	8. 運営委員・対外委員経験者は、原則として候補者選出の対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。
第4章 第12条	2. 会員のだれもが立候補することができる。	2. 保護者会員のだれもが立候補することができる。
	3. 学級毎に4名選出し、会長が委嘱する。	3. 学級毎に学級部員1名専門部員3名の計4名を選出し、各部の部長が委嘱する。
	4. 会長の委嘱は原則的に辞退できない。	《削除》
	5.	4.
	6.	5.
	7.	6.
	8.	7.
	9.	8.
	10.	9.
第5章 第13条	1. 地区委員・生活指導部員の選出任務、管理はすべて選出管理委員会が当たる。	1. 地区委員・生活指導部員の選出任務、管理はすべて生活指導部が当たる
	2. 地区委員は原則として校外生活指導地区(地区別児童会)毎に、その地区が決めた必要人数を選出し、会長が委嘱する。	2. 地区委員は原則として校外生活指導地区(地区別児童会)毎に、その地区が決めた必要人数を選出し、生活指導部部長が委嘱する
第6章 第15条	2. 会員のだれもが立候補することができる。	2. 任期中PTAに在籍する保護者会員のだれもが立候補することができる。
	6. 候補者(役員及び運営委員を含む)を定めるため、選出管理委員会は、12月現在の学級を単位として、各2名の候補者を選出する。6年会員は選出の対象より除外する。	6. 対外委員選出は運営委員選出と同時にされる。5・6年生の保護者は選出の対象より除外する。但し、弟妹のいる5年生児童の保護者で、任期2年目も会員である場合は対象となる。
	7. 対外委員経験者は、原則として運営委員・対外委員及びクラス委員の選出の対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。 8. 運営委員経験者は、対外委員の選出の対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。	7. 運営委員・対外委員経験者は、原則として選出の対象より除外する。但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。

この細則は、下記を修正・加筆し、令和2年(2020年) 3月24日より施行する。

	現 行	改 正
第3章 第9条	4. 選出管理委員会は、候補者について、本人の同意を得て、総会前に名前を全会員に通知する。	4. 選出管理委員会は、候補者について、本人の同意を得て、氏名を全会員に通知する。
	5. 役員は3月総会に出席した会員の承認を得る。	5. 役員は、次のいずれかの方法で会員の承認を得る。 (イ) 賛否を記載できる議決権行使書により行い、承認を得る。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。 (ロ) 総会で承認を得る。
第3章 第10条	3. 会計監査委員は、3月総会に出席した会員の承認を得る。	3. 会計監査委員は、次のいずれかの方法で会員の承認を得る。 (イ) 賛否を記載できる議決権行使書により行い、承認を得る。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。 (ロ) 総会で承認を得る。
第4章 第12条	4. 学級部の副部長は、学級部員より選出する。 5. 専門部の副部長は、原則として、各専門部員より選出する。 6. 副部長は部長が委嘱する。 7. 8. 9.	4. 《削除》 5. 《削除》 6. 《削除》 4. 5. 6.
第5章 第13条	4. 生活指導部の副部長は、生活指導部員より選出する。 5. 副部長は部長が委嘱する。	4. 《削除》 5. 《削除》
第6章 第15条	8. (新規追加項目)	8. 八中校区の常任委員は、東丘より選出する年度において、東丘小学校の保護者より応募者を募る。応募者がいなければ、選出については選出管理委員会が行い、互選会にて決定する。